

後期高齢者医療制度のお知らせ

問合先 市民課医療年金グループ ☎84-5005

三重県後期高齢者医療広域連合 ☎059-221-6883

資格確認書、資格情報のお知らせについて



三重県後期高齢者医療
広域連合ホームページ

新しい「資格確認書」(若草色)または「資格情報のお知らせ」を交付します

現在お使いの「資格確認書(ピンク色)」は、8月1日以降、使用できなくなります。

今回の更新では、①8月1日時点で85歳以上の人、②①以外の人で、**マイナ保険証を普段から利用していない人***1には新しい「資格確認書(若草色)」が、それ以外の人には「資格情報のお知らせ」が発行されます。いずれも7月中にお手元に届く予定です。8月1日以降に医療機関等を受診する時は、新しい「資格確認書」(若草色)または「マイナ保険証」を提示してください。なお、「資格情報のお知らせ」は、現在の資格内容をお知らせするためのものであり、それ単体では医療機関の受診には利用できませんのでご注意ください。

※1 次のⅠおよびⅡに**該当しない人**です。

Ⅰ 過去1年間で6回以上マイナ保険証を利用している人

Ⅱ おおむね直近3カ月以内にマイナ保険証を利用している人

資格確認書の交付申請について

「資格情報のお知らせ」が届いた人であっても、マイナ保険証での受診が難しい場合は、市民課医療年金グループで資格確認書の交付申請を行うことができます。

保険料(医療分および子ども分)について

後期高齢者医療制度では、被保険者一人ひとりに保険料を納めていただきます。

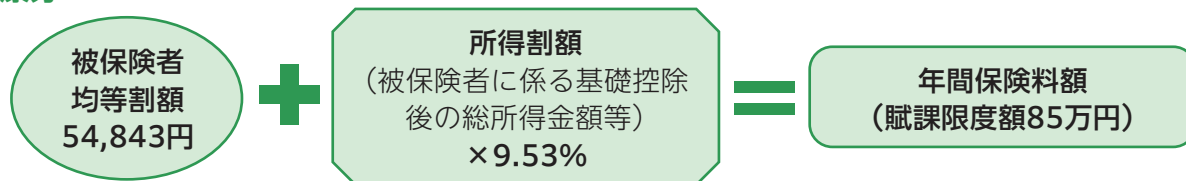
保険料は法令に基づき、医療分は2年ごと、子ども分は毎年見直しが行われる仕組みとなっています。

1 保険料(医療分および子ども分)

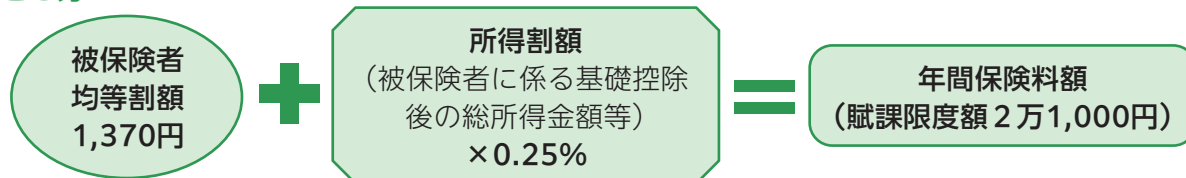
保険料率は、県内で一律となっています。医療分と子ども分では、保険料額の計算方法自体は同じですが、均等割額、所得割率、賦課限度額がそれぞれ異なります。

【令和8年度】

● 医療分



● 子ども分



2 保険料の計算方法

全員が定額を負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」があります。なお、保険料の計算では前年中の所得を用います。

医療分と子ども分はそれぞれ個別に計算し、その合計が保険料額となります。

3 保険料の軽減措置

(1) 所得の低い世帯に属する人への軽減

【均等割額の軽減】 所得が低い世帯に属する人は、次の基準に応じて均等割額が軽減されます。

(医療分)	同一世帯の後期高齢者医療被保険者および世帯主の総所得金額等の合算額		
	軽減割合	軽減後の額	
	43万円+10万円×(年金・給与所得者数-1)以下	7.2割	15,356円
	43万円+31万円×被保険者数+10万円×(年金・給与所得者数-1)以下	5割	27,421円
43万円+57万円×被保険者数+10万円×(年金・給与所得者数-1)以下	2割	43,874円	

(子ども分)	同一世帯の後期高齢者医療被保険者および世帯主の総所得金額等の合算額		
	軽減割合	軽減後の額	
	43万円+10万円×(年金・給与所得者数-1)以下	7割	411円
	43万円+31万円×被保険者数+10万円×(年金・給与所得者数-1)以下	5割	685円
43万円+57万円×被保険者数+10万円×(年金・給与所得者数-1)以下	2割	1,096円	

ア 軽減判定は、毎年4月1日時点の世帯状況をもとに行います(年度途中で資格取得された人は資格取得日)。

イ 65歳以上の人の年金所得については、通常の公的年金控除に加えて15万円を控除します。

ウ 事業専従者控除は適用されず、専従者給与額は事業主の所得に合算されます。また、譲渡所得の特別控除は適用されません。

(2) 後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険*の被扶養者であった人への軽減

所得割は課されず、均等割は資格取得から2年間のみ5割軽減されます。ただし、所得が低い世帯に属する人は、軽減割合が高い方(医療分は7.2割軽減、子ども分は7割軽減)が優先されます。

*被用者保険とは、協会けんぽ、企業の健康保険組合、船員保険、公務員の共済組合などのことで、市町国民健康保険および国民健康保険組合は含まれません。

被用者保険の被扶養者であった人で、軽減措置が適用されていない場合は、医療年金グループへご連絡ください。

4 保険料の徴収

保険料の徴収方法は、原則として「特別徴収(年金からの天引き)」となります。ただし、年金の受給額が年額18万円未満の人や、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計天引き額が、年金1回あたりの支給額の1/2を超える場合は、納付書や口座振替などで納める「普通徴収」となります。

※複数の年金を受給されている場合、特別徴収対象年金のうち優先順位の高い1種類の年金で天引きの可否を判断します。

(1) 特別徴収となる人には、保険料額決定通知書と併せて、10月以降の年金支給月ごとの天引き額をお知らせします。

【特別徴収額の算定方法】



(2) 普通徴収となる人には、保険料額決定通知書および納入通知書を送付します。

【普通徴収の納期】

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
7/31	8/31	9/30	11/2	11/30	1/4	2/1	3/1	3/31

(3) 納付方法を年金天引きから口座振替へ変更できます。

口座振替への変更を希望する人は、申請が必要です。

なお、申請の時期により、口座振替への変更時期が異なります。

自己負担割合について

病気やケガで診療を受けるときに、医療機関等でマイナ保険証または資格確認書を提示することで、かかった医療費の一部を支払うだけで医療を受けることができます(負担割合は資格確認書等に記載されています)。

一般および低所得者	1割
一定以上の所得のある人	2割
現役並み所得者	3割